

奈良学園大学研究不正防止推進委員会規程

〔 制 定 平成28年 2月22日
最近改正 令和 7年 4月 1日 〕

(目的)

第1条 この規程は、奈良学園大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第18条第2項の規定に基づき、奈良学園大学研究不正防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に係る次の事項について審議・決定する。

- (1) 基本方針、行動規範に関する事項
- (2) 研究不正防止計画の策定、推進に関する事項
- (3) 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に係る実態の把握・検証に関する事項
- (4) 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の発生要因に対する改善策実施に関する事項
- (5) コンプライアンス教育に関する事項
- (6) 研究倫理教育に関する事項
- (7) その他公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止のために必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 研究倫理教育責任者
- (4) 総務企画課長
- (5) 法人本部事務局財務部長
- (6) その他最高管理責任者が必要と認め委嘱した者

(任期)

第4条 委員の任期は、その職にある期間とし、異動が生じた場合、後任者が委員を引き継ぐものとする。

(運営)

第5条 推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者がその任にあたる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 統括管理責任者に支障のあるときは、予め統括管理責任者が指名した委員が委員長の職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、その報告又は意見を聴くことができる。
- 5 その他推進委員会の運営に関する必要な事項は、推進委員会の議を経て統括管理責任者がこれを定める。

(報告)

第6条 委員長は、推進委員会の審議・決定事項について最高管理責任者に報告するとともに、重要事項については、大学評議会に報告するものとする。

(事務)

第7条 推進委員会の事務は、総務企画課において行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会においてこれを行う。

附 則

この規程は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。